

議案第 67 号

市川市環境保全条例の一部改正について

市川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市環境保全条例の一部を改正する条例

市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 節 自動車交通公害の防止に関する措置（第 102 条—第 105 条）」を

「第 8 節 自動車交通公害の防止に関する措置（第 102 条—第 105 条）」を

第 9 節 工場等の緑化に関する措置（第 105 条の 2—第 105 条）

に改める。

105 条の 10)」

第 65 条第 1 号中「第 76 条において」を「以下」に改める。

第 3 章に次の 1 節を加える。

第 9 節 工場等の緑化に関する措置

（定義）

第 105 条の 2 この節において「緑地」とは、樹木が生育する区画された土地をいう。

（緑地等の設置）

第 105 条の 3 一の団地内における敷地面積が 500 平方メートル以上の工場等であつて規則で定めるもの（以下この節において「特定工場等」という。）

の設置（敷地面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場等になる場合を含む。次項において同じ。）又は変更（建築物の増築又は改築をいう。次項において同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、工場にあってはその敷地面積の100分の20以上（当該工場に係る用途地域が、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域又は工業地域である場合にあっては100分の15以上、同号に掲げる工業専用地域である場合にあっては100分の10以上）の割合で、事業場にあってはその敷地面積の100分の10以上の割合で緑地を設置するものとする。ただし、市長がこれらの割合で緑地を設置することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、次に掲げる緑化施設（第105条の7において「緑化施設」という。）の面積を緑地の面積に算入してこれらの割合を計算することができる。

- (1) 芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。次号において同じ。）で表面が被われた区画された土地
 - (2) 樹木又は芝その他の地被植物で表面が被われた施設（建築物その他の施設に設けられるものであって、当該施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）
- 2 特定工場等の設置又は変更をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 業種
 - (4) 敷地の利用に関する事項
 - (5) 緑化計画
 - (6) その他規則で定める事項
- 3 前項の規定による届出には、緑化計画図その他の規則で定める書類を添付するものとする。

(緑化計画等の変更の届出)

第105条の4 前条第2項の規定による届出をした者（以下この節において「特定工場等緑化届出者」という。）は、その届出に係る同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出るものとする。

(助言)

第105条の5 市長は、第105条の3第2項又は前条の規定による届出をしようとする者の求めに応じ、必要な助言をするものとする。

(緑化の完了の届出)

第105条の6 特定工場等緑化届出者は、第105条の3第2項の規定による届出に係る緑化計画（第105条の4の規定による届出に係る変更後の緑化計画を含む。次条において「届出に係る緑化計画」という。）に基づき緑化を完了したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(緑地等の維持管理)

第105条の7 特定工場等緑化届出者は、届出に係る緑化計画に基づき緑化を完了したときは、その緑地及び緑化施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化協定)

第105条の8 市長は、特定工場等の緑化の推進を図るために必要があると認めるときは、市と特定工場等緑化届出者との間に特定工場等の緑化に関する事項について協定を締結することができる。

(緑化に係る指導等)

第105条の9 市長は、特定工場等の緑化について必要があると認めるときは、当該特定工場等を所有し、又は管理する者に対し、指導又は勧告をすることができる。

(緑化に係る報告の徴収等)

第105条の10 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定工場等を所有し、若しくは管理する者に対し緑化の状況その他必要な事項の

報告を求め、又は特定工場等の敷地その他物件を調査することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市環境保全条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年7月1日以後に新条例第105条の3第1項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）の設置（敷地面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場等になる場合を含む。附則第5項において同じ。）又は変更（建築物の増築又は改築をいう。同項において同じ。）の工事を開始する者について適用する。
- 3 この条例の施行前に改正前の第14条の規定に基づく措置により工場等の敷地の緑化に関する届出（次項において「緑化届出」という。）をした者は、新条例第105条の3第2項の規定による届出をした者とみなす。

- 4 前項の規定により新条例第105条の3第2項の規定による届出をした者とみなされる者で、この条例の施行の際現に緑化届出に係る緑化を完了しているものは、新条例第105条の6の規定による届出をした者とみなす。

(準備行為)

- 5 平成19年7月1日以後に特定工場等の設置又は変更の工事を開始する者に係る緑地等の設置の届出その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第105条の3第2項及び第3項、第105条の4又は第105条の5の規定の例により行うことができる。

理　　由

工場等と周辺環境との調和及び生活環境の保全を図るため、これまで要綱で定めていた一定規模以上の工場等の緑化に係る手続、緑化協定の締結その他緑化に関する事項を条例で定めることにより、工場等の緑化をさらに推進する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

